

愛知県企業立地優遇制度のご案内

ものづくりは愛知県で!



◆補助金早見表◆

制度	愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金	新あいち創造産業立地補助金	
		Aタイプ	Bタイプ
要件	国内トップクラスの高度先端分野における大規模投資等の支援	市町村と連携した県内再投資の支援	産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援
補助対象	製造業 等の工場・研究所	製造業 等の工場・研究所 20年以上立地	製造業 等の工場・研究所
補助率	10% 以内 (大企業 8% 以内)	10% 以内 (大企業 8% 以内)	10% 以内 (大企業 8% 以内)
限度額	100億円 (投資額300億円以下 10億円)	10億円	10億円

問合せ先

愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課
(産業立地サポートステーション)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁本庁舎1階)

TEL.052-954-6372 FAX.052-961-7693

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/>

E-mail ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

■愛知県21世紀高度先端産業立地補助金

→ 国内トップクラスの高度先端分野における大規模投資等の支援

	工場			研究所		大規模案件 (工場・研究所)
	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業 中小企業	
補助対象	製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業 ※中小企業が新增設等を行う場合は、補助制度を有する市町村を通じた間接補助					
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連					
交付要件	投資規模要件	50億円以上	2億円以上	5億円以上	2億円以上	300億円超
	雇用要件	新增設等を行う工場等で下記の人数の常用雇用の増加があること				左記に加え、300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用量の増加があること
	10人以上	5人以上		なし	なし	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場建設費、機械装置費等）					
補助率	8%以内	10%以内	10%以内(県支援分5%以内)	8%以内	10%以内	300億円を超える金額の5%を10億円に追加
	既設の工場等の設備を一新する場合					
	4%以内	5%以内	5%以内(県支援分2.5%以内)	4%以内	5%以内	
限度額	10億円（中小企業の工場：県支援分5億円）					100億円
受付時期	工事着工(地鎮祭、杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日)の 30日前 まで					
申請書提出先	愛知県 産業立地通商課		新增設等を行う市町村の企業立地担当課	愛知県 産業立地通商課		

※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。

※間接補助の場合、補助率等は市町村の補助制度により変動する場合があります。

※【申請にあたっての留意事項】をご確認ください。

■新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)

→ 市町村と連携した県内再投資の支援

	大企業	中堅企業	中小企業
補助対象	20年以上、県内(新增設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業 ※中小企業が新增設等を行う場合は、補助制度を有する市町村を通じた間接補助		
対象分野	(1)自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連 (2)愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種		
交付要件	投資規模要件	25億円以上	1億円以上
	雇用要件	認定申請から補助交付期間が終了する年度までの間、下記の人数の常用雇用量を新增設等を行う市町村内で維持すること	
	50人以上	25人以上	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場建設費、機械装置費等）		
補助率	8%以内（県支援分4%以内）	10%以内（県支援分5%以内）	
限度額	10億円（県支援分5億円）		
受付時期	工事着工(地鎮祭、杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日)の 30日前 まで		
申請書提出先	愛知県 産業立地通商課 及び 新增設等を行う市町村の企業立地担当課		新增設等を行う市町村の企業立地担当課

※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。※立地市町村において、補助金や奨励金等の優遇措置を受けることが必要です。

※補助率等は、市町村の補助制度により変動する場合があります。 ※【申請にあたっての留意事項】をご確認ください。

■新あいち創造産業立地補助金(Bタイプ)

→ 産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援

		大企業	中堅企業・中小企業
補助対象		製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業	
対象分野		自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連のうち、下記のいずれかに該当すること。 ①産業競争力の強化に資すると認められる製品(※1)を製造する工場、研究所 ②産業競争力の強化に資すると認められる製品の基幹(※2)となる部素材を製造する工場、研究所 ※1 新たなマーケットの創出、技術力の向上、高い成長性を見込むと認められる分野の製品 ※2 産業競争力の強化に資する製品に必要な部素材のうち同製品固有のもの(汎用品は対象外)	
交付要件	投資規模要件	25億円以上	2,000万円以上
	雇用要件	新增設等を行う工場等で下記の人数の常用雇用の増加があること	
		10人以上	5人以上
補助対象経費		土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場建設費、機械装置費等）	
補助率		8%以内	10%以内
	既設の工場等の設備を一新する場合	4%以内	5%以内
限度額		10億円	
受付時期		工事着工(地鎮祭、杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日)の30日前まで	
申請書提出先		愛知県 産業立地通商課	

※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。

※【申請にあたっての留意事項】をご確認ください。

【申請にあたっての留意事項】

●審査会について

事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保证するものではありません。

●企業名等の公表について

審査会で補助対象として採択された案件については、企業名等を公表させていただきます。

●交付について

補助金の交付は精算払いです。補助対象となった建物や機械設備等の注文、納品、請求、支払に係る書類と現物資産を確認した後、補助対象経費を確定し、予算の範囲内で交付します。

●補助対象財産の処分制限について

補助対象となった建物や機械設備等の財産は、5年間、譲渡や貸与、担保設定等の処分が制限されます。補助事業目的のためやむを得ず処分しようとする場合には、事前に県の承認手続きが必要です。

●補助金の返還について

交付要件を満たさなくなった場合や無断で補助対象財産を処分した場合など補助要件等に違反した場合、事業を5年以内に廃止・休止した場合などについては、補助金に加算金を加えて返還していただくことになります。

補助金交付の流れ



※予算体系の都合上、補助金交付は認定年度の翌年度以降となります。

産業立地促進税制(不動産取得税の免除・減額)

→ 初期投資の支援

対象事業	航空宇宙関連産業の製造業		市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業(製造業、運輸業等)
対象区域	次のいずれかの区域に該当すること (1)「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域 (2)上記の区域が所在する市町村長の申出に基づき、次の区域の中で知事が指定した区域 ア 都市計画法に規定する工業系の用途地域(準工業地域、工業地域及び工業専用地域) イ 市町村マスタープランにおいて、産業集積を図る区域として位置付けられた地域		市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域(110区域:令和7年3月31日現在) ※最新の指定状況はHPをご確認ください
対象不動産	家屋	事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 ※新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象	事業(対象区域ごとに知事が指定)の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 ※新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
	土地	対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地	
要件	次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1億円 以上 ※家屋及び償却資産の取得価額(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5人 以上 (3)原則、家屋取得後6か月以内に事業を開始すること (4)事業を開始した日から3か月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が1/2以上であること		次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1億円 以上 ※家屋及び償却資産の取得価額(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5人 以上
軽減額	中小企業	税額の 4分の3 に相当する額	
	その他(大企業等)	税額の 2分の1 に相当する額	
対象期間	対象地域の指定のあった日から令和10年3月末まで		

■地域未来投資促進法に基づく支援策

民間事業者が、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業計画について県の承認を受けると、支援制度を利用いただくことが可能になります。

■主な支援制度の概要

○地域未来投資促進税制

承認された地域経済牽引事業のうち、下記の要件を満たすことについて国の確認を受けた事業については、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができます。

<課税特例の要件>

- ①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く)
 - <通常類型>
労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
 - <サプライチェーン類型>
・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
 - ②設備投資額が2,000万円以上
 - ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上
 - ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
 - ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
- <上乗せ支援の要件>
- ⑥(ア)または(イ)のいずれかと要件⑦を満たすこと
 - ⑥(ア)直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
(イ)対象事業者の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、対象事業において創出される付加価値額が3億円以上(令和5年4月1日以後の承認事業のみ)
 - ⑦労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
- ※サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※令和7年度改正予定

■本社機能の移転・拡充に関する支援策

本社機能(特定業務施設:事務所、研究所、研修所)の移転または拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を受けることができる制度です。

※工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。

また、登記簿上の「本店」である必要はありません。

※優遇措置の適用にあたっては、詳細な適用要件があります。

※県へ「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の申請を行い、着手前に認定を受ける必要があります。

■主な優遇措置の概要

○オフィス減税(特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例)

認定を受けた事業者が、特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

○雇用促進税制(特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例)

認定を受けた事業者が、特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。

○中小企業基盤整備機構による債務保証

認定を受けた事業者が、当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。

○日本政策金融公庫による融資制度

認定を受けた事業者(中小企業者のみ)が、当該事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について、長期かつ固定金利で融資が受けられます。

※適用にあたっては日本政策金融公庫の審査があります。

「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」に定める集積業種

西尾張地域 / 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
電気・電子機器関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	16 化学
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
東尾張地域 / 名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
電気・電子機器関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	11 繊維、16 化学、21 窯業・土石、22 鉄鋼、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
西三河地域 / 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
電気・電子機器関連産業	11 繊維、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	16 化学
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、12 木材・木製品、13 家具・装備品
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
東三河地域 / 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、16 化学、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、16 化学、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他、711 自然科学研究所
新エネルギー関連産業	16 化学、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品

※上表の右欄は、日本標準産業分類(中分類)に定める業種です。該当の中分類にあっても、一部の小分類又は細分類の業種が対象外となりますので、詳細については産業立地通商課 HP をご確認ください。

■新あいち創造研究開発補助金

「産業競争力強化減税基金」を活用して、研究開発・実証実験を支援しています。

■支援制度の概要

研究開発・実証実験														
補助対象	大企業、中堅企業、市町村(実証実験のみ)、 中小企業(採択実績がない又は原則創業10年未満の場合はスタートアップ・トライアル枠も可)													
対象分野	(1)次世代成長分野(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット分野等) (2)デジタル(AI)分野(半導体、情報処理、高度情報通信インフラ分野) (3)カーボンニュートラル分野(洋上風力発電、次世代型太陽電池、蓄電池、水素・アンモニア、CO2活用・削減分野)													
補助率	<table border="1"> <tr> <td>・大企業</td> <td>:原則1/3以内</td> <td rowspan="3">限度額</td> <td>・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、 一般枠、実証実験</td> <td>:1億円</td> </tr> <tr> <td>・中堅企業及び市町村</td> <td>:原則1/2以内</td> <td>・スタートアップ・トライアル枠</td> <td>:1,000万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業</td> <td>:2/3以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・大企業	:原則1/3以内	限度額	・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、 一般枠、実証実験	:1億円	・中堅企業及び市町村	:原則1/2以内	・スタートアップ・トライアル枠	:1,000万円	・中小企業	:2/3以内		
・大企業	:原則1/3以内	限度額	・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、 一般枠、実証実験		:1億円									
・中堅企業及び市町村	:原則1/2以内		・スタートアップ・トライアル枠		:1,000万円									
・中小企業	:2/3以内													
補助事業期間	・最大2年間(研究開発(一般枠)において適用)													
受付時期	年1回(例年3月~4月)													

<問合せ先>

■愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 研究開発支援グループ
TEL.052-954-6370 E-mail san-kagi@pref.aichi.lg.jp

■補助金該当一覧

市町村名	東尾張地域																												
	名古屋市	瀬戸市	春日井市	犬山市	江南市	小牧市	尾張旭市	岩倉市	豊明市	日進市	清須市	北名古屋	長久手市	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町		
21世紀(中小企業工場)			●		●	●			●	●	●				●			●	●	●	●	●		●					
21世紀(上記以外)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新あいちA	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●			●		●	●	●		●	●			●					
新あいちB	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市町村名	西尾張地域								西三河地域								東三河地域												
	一宮市	稲沢市	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	岡崎市	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	知立市	高浜市	幸田町	豊田市	みよし市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村		
21世紀(中小企業工場)	●	●				●			●	●		●						●	●	●									
21世紀(上記以外)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新あいちA	●	●				●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
新あいちB	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●